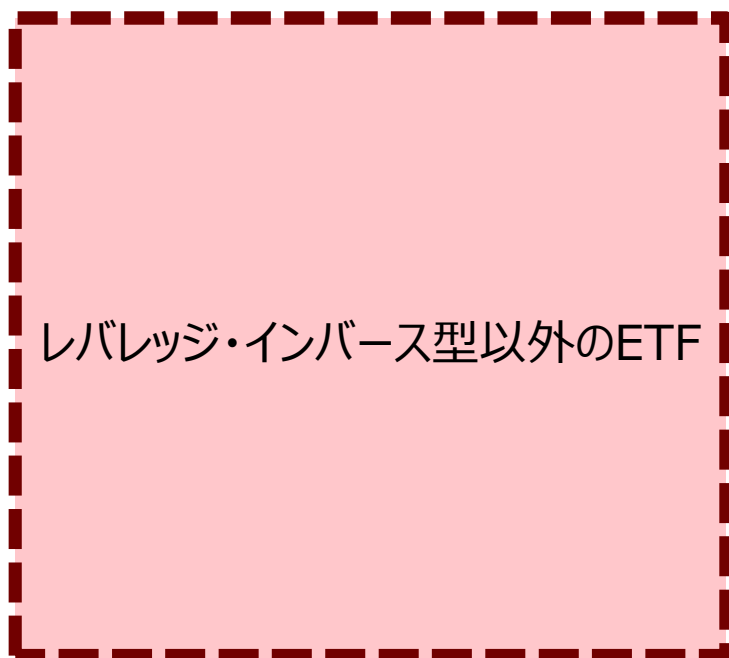


マーケットメイク制度の見直し（2023年2月～）

- 2023年2月より、レバレッジ・インバース型ETFを新たにマーケットメイク制度の対象に追加
- これにより、すべてのETFが制度の対象となる

(2023年1月現在)

制度対象：レバレッジ・インバース型を除くETF



レバレッジ・インバース型ETF

(2023年2月以降)

制度の対象：すべてのETF



レバレッジ・インバース型ETF

マーケットメイク制度の見直し（2023年2月～）

- レバレッジ・インバース型ETFの気配提示義務は、日本株・外国株に適用していると水準と同等のものを設定するが、東証からの金銭的なインセンティブはなし
- 運用会社がスポンサー設定を行う場合は、インセンティブが設定される

レバレッジ・インバース型ETFの気配提示義務・インセンティブ

気配提示義務

(1) 気配提示時間	立会内の80%以上 ※システム上は100%を設定する
(2) スプレッド	50bps or 3ticks
(3) 気配提示数量	国内の株・REIT・債券：1000万円 その他：500万円
(4) 気配提示銘柄数	レバインバ以外の5銘柄 ※レバインバ以外の5銘柄で気配提示義務を満たす必要がある



インセンティブ

(1) 売買代金比例	なし
(2) アクセス料の一部免除	なし
(3) 無料の仮想サーバ提供	なし
(4) その他	サインアップすることで 空売り規制の適用除外を受けられる

運用会社が自社の銘柄に対しスポンサー設定を行う場合

スポンサー条件 (気配提示義務)	運用会社が独自に設定
---------------------	------------



スポンサー条件 (インセンティブ)	運用会社が独自に設定
----------------------	------------

※ 気配提示時間の義務は80%であるが、インセンティブ対象外にするために、システム上は気配提示時間の義務が100%として設定される。そのため、マーケットメイカーの気配提示義務履行率が80%を超えた場合でも、レポート上では義務履行の状況が「NG」として表記されることになるが、実際の気配提示義務履行状況は、パフォーマンスが80%を上回っているか否かで判断される。

- 新たにレバレッジ・インバース型ETFへサインアップした場合、気配提示義務を満たすために行う気配提示については、以下の取扱いとなる

【空売り規制：マーケットメイカーの行う空売りの取扱い】

項目と施行令該当箇所	内容の説明	マーケットメイカーの行う空売り
借入れ有価証券の裏付けの確認 (Naked Short Sellingの禁止) 第26条の2の2	借入契約の締結(貸株)等なしに空売りを行ってはならない	適用除外 →Naked Short Sellが可能 ※決済に当たっては物件を調達する必要がある
明示・確認義務 (マーキング) 第26条の3	会員は、売付けに際し、空売りか否かを明示する必要があり、顧客にも空売りか否かを確認する必要がある	適用除外 →発注の際に「0：実売り」を使うことが出来る
価格規制 (アップティックルール) 第26条の4	前日比10%以上価格下落した場合に、空売りがアップティックルール(直近値以下での空売りの禁止)の対象となる	適用除外 →価格規制の影響を受けない
情報の提供 (レポーティング) 第26条の5	上場株式数の0.2%を超える空売りを行った場合、取引所への報告義務がある。0.5%を超える場合、氏名等が公表される	適用除外 →残高数量の合計から除く

※ 空売り規制の適用除外は、マーケットメイカーがサインアップした銘柄にのみ適用される

※ 金融商品取引法施行令 第26条の2の2～第26条の5・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 第9条～第15条

※ マーケットメイカーの行う空売りは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 第9条の3の17に記載されている以下の取引とみなされる

「金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券等若しくは投資証券につき自己の計算による空売りを行う取引又は金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券等につき次に掲げる取引に係る注文を行う者として指定を受けた高速取引行為者が当該投資信託受益証券等につき当該金融商品取引所の定める方法に基づいて自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に掲げるもの」

- マーケットメイカーは2月からサインアップが可能
- 運用会社は最速3月から、既上場銘柄へのスポンサー設定が可能

マーケットメイカーによるサインアップ

- レバレッジ・インバース型ETFへの追加サインアップを希望するマーケットメイカーは、利用する取引参加者へ連絡の上、「銘柄と仮想サーバ申請書」(MT-2) を東証へご送付ください
- サインアップのタイミングは月初のみとなるため、2月からのサインアップを希望する場合は、1月30日(月)までに申請書をご送付ください

運用会社によるスポンサーの設定

- レバレッジ・インバース型ETFにスポンサー条件を設定する場合は、スポンサー申請書(AT-4)を東証へご送付ください
- 2週間前の条件公表が必要となるため、3月からの条件設定を行う場合は、2月14日(火)までに申請書をご送付ください
※新規上場銘柄の場合は新規上場日の1週間前までにご送付ください。

※運用会社は申請にあたり、秘密保持契約(AT-1)及びスポンサー利用契約(AT-3)を締結している必要がある。